

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	総務部 財政課	
契約締結年月日	令和8年4月1日	
業 務 名	公共嘱託登記事務委託	
業 務 の 概 要	市が行う測量及び土地・建物の表示に関する登記事務等を委託する。	
契約金額(税込)	別紙による単価契約(予定金額:6,990,000円) ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	裏面のとおり	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、総務部財政課です。

随意契約理由の説明及び契約相手方の選定理由

本契約は、市の事業に伴い用地取得・処分等に伴う土地の調査、測量、登記図面等の作成並びに法務局備付地図の訂正等を行うことが目的であり、本契約に基づき業務を実施するに当たっては、不動産の表示に関する登記の専門的知識と土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士の資格が必要となる。

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条第1項の規定に基づき、その専門的な能力を結合して官公庁等による公共の利益になる事業の不動産表示に関する登記に必要な調査、測量、その登記嘱託の申請等を適性かつ迅速に寄与する目的で設立された社団法人であり、表示に関する公共嘱託登記の専門的な知識と豊富な経験を有している。また、当該法人は愛知県下全域の土地家屋調査士が加入する組織であり、多くの官公庁等の不動産表示に関する登記に必要な土地又は家屋に関する調査、測量、申請手続き等の業務を受託し、確実に履行した実績を有している。かつ、本契約に基づく業務に対し、適性かつ迅速な対応ができる体制を整えており、業務の執行に関する経験、技術力及び組織力を十分に有している唯一の法人であり、同時に多量の業務を適切かつ迅速に実施できる能力を有する団体であることから、同法人と随意契約を行うものである。

令和 8 年度 公共嘱託登記事務委託単価運用表

尾張旭市

区分		単位	単価	加算単位・加算額	運用についての考え方		
登記申請事務	調査業務	資料調査	1筆1件	12,070円		委託業務処理前の1筆ごとに適用する。連件登記申請における業務は、重複適用はしない。	
		事前調査	1筆1件	17,380円		連件登記申請における重複適用はしない。	
		筆界標の復元	1筆1点	50,320円	1点増すごと 19,690円	嘱託登記手続に係る筆界標の欠落等による筆界標復元に適用する。	
		引照点測量	1点	22,310円		恒久的地物（引照点）から筆界点の位置関係の調査に適用する。	
	表示に関する登記	申請手続業務	土地表示登記	1筆1件	31,150円	1筆増すごと 18,100円	事前調査適用業務。ただし、同一地番の重複適用はしない。
			土地分筆登記	分筆後の土地2筆まで	32,460円	1筆増すごと 7,000円	「土地分筆登記」と「土地地積変更・更正登記」を同時に発注する場合は、「土地分筆登記」のみを適用する。
			土地地積変更・更正登記	1筆1件	28,190円	1筆増すごと 15,210円	
			土地合筆登記	合筆前の土地2筆まで	15,380円		申請手続の現地調査費適用業務。ただし、同一地番の重複適用はしない。
			土地地目変更登記	1筆1件	15,380円	1筆増すごと 1,700円	
			所有者の更正登記	1筆1件	15,380円		
			地図訂正申出	1筆1件	15,380円	1筆増すごと 1,700円	地積測量図の作成が必要な場合は、土地地積変更・更正登記の単価を適用する。申請手続の現地調査費適用業務。ただし、同一地番の重複適用はしない。
			現地調査費	1件	22,370円		申請手続の現地調査業務。
			所有者表示変更・更正登記	1筆1件	15,380円	1筆増すごと 1,700円	
			図面・書面作成	土地所在図	1葉	2,820円	
	地役権図面	1葉		6,910円			
	地形図	1筆1件		6,910円		土地分筆登記、土地合筆登記、地図訂正申出の業務に適用する。	
	証明書	1通		6,910円		地役権証明書、換地証明書等に限る。	
	土地調書	1通		6,910円		委託業務処理前の土地1筆ごとに適用し、連件業務は、重複適用しない。	
	権利に関する登記	所有権保存	相続以外	1件	15,370円	1筆増すごと 1,700円	氏名（商号・名称）、住所（本店・事務所）に変更を生じた場合並びに登記名義人の表示に錯誤又は遺漏がある場合。 所有権又は持分に関し、変更及び錯誤又は遺漏がある場合。 抵当権の債務者等に関し、変更及び錯誤又は遺漏がある場合。
			相続	1件	25,620円		
		所有権移転	相続以外	1件	25,620円		
			相続	1件	35,860円		
		登記名義人表示変更・更正登記	1件	8,540円			
		権利抹消・変更登記	所有権	1件	20,490円		
			所有権以外	1件	10,240円		
用益権、担保権の設定登記		1件	22,960円				
用益権、担保権の移転登記		相続以外	1件	18,780円			
		相続	1件	29,030円			
用益権、担保権の処分	1件	18,780円					
書類の作成	文案を要するもの	1枚	6,830円		民法第903条の特別受益者証明書・相続関係説明図等の作成。		
	文案を要しないもの	1枚	1,700円		共同担保目録のみの作成。		
相続人確定業務		1件	17,410円	法定相続人1人につき 5,880円 戸籍謄本等15通を超える場合1通につき 3,410円			
登記調整業務		1m	3,060円		加減率については、公共嘱託登記土地家屋調査士協会業務報酬額表による。		
<p>摘要</p> <ol style="list-style-type: none"> この表のうち、登記申請事務に関する単価は、現地の測量を伴わない登記業務委託に適用する。 連件業務とは、表示に関する登記業務を、1筆について合わせて行うことをいう。 登記申請事務に必要な戸籍、住民票、証明書、承諾書等の収集は、発注者において行う。 嘱託書、閲覧申請書、委任状、嘱託書の副本及び図面等は、単価に含む。 権利に関する登記業務で1件とは、登記の目的、権利者、義務者、原因及び日付等が同一であり、土地1筆を基準とした申請の場合をいう。 この表に定めのない事項又は、委託の内容に異なる場合については、双方協議のうえ、令和8年度公共嘱託登記土地家屋調査士協会業務報酬額表及び令和8年度公共嘱託登記司法書士協会業務報酬額表の最も類似した事項の報酬額を適用する。 この単価表には、消費税及び地方消費税相当分が含まれていない。 							

令和 8 年度公共嘱託登記土地家屋調査士協会業務報酬額表

1. 調査業務

(1) 資料調査

ア. 公簿類	イ. 地図類	ウ. 図面類	エ. 疎明書面
1 筆 個	1 筆	1 筆 個	1 件
1,350 円	1,350 円	3,060 円	6,310 円

(2) 現地調査

① 事前調査	1 筆	17,380 円
--------	-----	----------

② 筆界 確認	作業 数量	ア. 多角測量	イ. 復元測量	ウ. 画地調整
	1 点	30,630 円	19,690 円	1 区画 加算1区画ごと 36,370 円 24,170 円
	加減率	7. 別紙加減率表1による地域区分、作業の難易度により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。イ. 別紙加減率表2による地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。ウ. 別紙加減率表3による作業の難易度により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。		

③ 立 会	ア. 民有地境界		イ. 公共用地境界	
	作業種別	1 点	作業種別	1 点
	A. 立会・確認	12,010 円	A ランク	26,080 円
	B. 測距・探索	16,140 円	B ランク	88,530 円
	C. 特殊作業	20,250 円	C ランク	108,370 円
加減率	別紙加減率表4参照による地域区分、作業の難易度により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。			

2. 測量業務

(1) 面積測量

地積	土地		建物	
	標準報酬額	標準報酬額	床面積	標準報酬額
100㎡ 以下	69,130 円	50㎡ 以下	24,030 円	
200㎡ 以下	87,300 円	100㎡ 以下	31,090 円	
300㎡ 以下	101,480 円	200㎡ 以下	41,070 円	
400㎡ 以下	113,270 円	300㎡ 以下	48,700 円	
600㎡ 以下	133,260 円	400㎡ 以下	55,270 円	
800㎡ 以下	150,120 円	600㎡ 以下	65,920 円	
1,000㎡ 以下	164,680 円	800㎡ 以下	75,160 円	
2,000㎡ 以下	222,760 円	1,000㎡ 以下	83,180 円	
3,000㎡ 以下	267,240 円	2,000㎡ 以下	114,810 円	
4,000㎡ 以下	304,650 円	3,000㎡ 以下	138,930 円	
5,000㎡ 以下	337,750 円	4,000㎡ 以下	159,200 円	
5,000㎡を越えて1,000㎡当たり	25,620 円	4,000㎡を越えて1,000㎡当たり	15,580 円	
加減率	土地 別紙加減率表5による地域区分、作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することができる。 建物 別紙加減率表6・7による区画数、作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することができる。			

(2) 境界標設置

数量	作業	ア. 境界点測設	イ. 境界標埋設	ウ. 引照点測量
	1 点	16,330 円	18,210 円	22,310 円
加減率	7. 別紙加減率表8による地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。 イ. 別紙加減率表9による作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することができる。 ウ. 別紙加減率表10による地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。			

(愛知県)
尾張旭市

3. 登記調整業務

1 m	3,060 円
加減率	別紙加減率表11による作業の難易度により、50%を加算することができる。

4. 申請手続業務

種別	単位 (1件当たり)	報酬額	加算額	
			筆・個数等加算	現地調査費等加算
土地	表題	1 筆	31,150 円	1筆増すごとに 18,100 円
	分筆	分筆後の土地2筆まで	32,460 円	
	地積の変更・更正(図面等含む)	1 筆	28,190 円	1筆増すごとに 15,210 円
	合筆	合筆前の土地2筆まで	15,380 円	
	地目の変更	1 筆	15,380 円	1筆増すごとに 1,700 円
	減失	1 筆	15,380 円	
建物	所有者の更正	1 筆	15,380 円	
	所有者の表示変更・更正	1 筆	15,380 円	同上
	表題	1 棟 1 階	30,320 円	(1) 附属建物1棟1階増すごとに 8,100 円
	床面積の変更・更正	1 棟 1 階	30,320 円	
	合併	合併後の建物1階2棟まで	37,710 円	(2) 1階増すごとに 6,310 円
	分割・区分	分割・区分後の建物1階2棟(個)まで	39,840 円	上記(1)、(2)と同じ (3) 1個1階(1棟1階)増すごとに 19,150 円
表示の変更・更正(図面の添付不要のもの)	1 棟	15,380 円	(4) 附属建物1棟増すごとに 1,700 円	
減失	1 棟	15,380 円		
区分建物	所有者の更正	1 棟	15,380 円	
	所有者の表示変更・更正	1 棟	15,380 円	同上
	表題	初めの専有部分 1 個 1 階	39,840 円	上記(1)、(2)と同じ
	その他の専有部分	1 個 1 階	23,430 円	
	合併	合併後の建物1階2棟まで	37,710 円	上記(1)、(2)、(3)と同じ
	分割・区分	分割・区分後の建物1階2棟まで	39,840 円	
敷地権に関する更正	表示(追加)・抹消	敷地権の土地1筆	18,590 円	上記(4)と同じ
	規約敷地分筆	分筆後の敷地権の土地2筆まで	18,590 円	
	法定敷地分筆	同上	27,130 円	附属建物1棟増すごとに 6,560 円
規約共用部分(団地共用部分)たる旨の登記	1 個 1 階	18,590 円	上記(4)と同じ	(7) 敷地権を表示すべきもの 5,550 円 (イ) 敷地権の目的たる土地1筆ごとに 1,700 円

5. 書類の作成等

(1) 書類の作成	(2) 登記事項証明書・要約書交付手続及び受領	1通	1,840 円以内
文案を要するもの	(3) 原本の複製	1通	1,720 円以内
文案を要しないもの	(4) 甲号図面	1葉	68,320 円

6. 附 則

- (1) 標石、材料費及びこれらの運搬費は実費とする。
- (2) 目的地まで往復20 kmを超える旅費については、別途実費を加算することができる。
- (3) この表に定めのない事項については、この表中最も類似した事項と同一の報酬額によるものとする。
- (4) この表により難しい場合等については、別途定めることができる。
- (5) この報酬額には、消費税及び地方消費税相当分は含まれていない。

令和8年度公共嘱託登記土地家屋調査士協会業務報酬額加減率表

加減率表 1

地域区分 難易度	耕地	村落地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
測点 3 点以内	50～70	70～90	90～110	110～130	130～150
測点 4～6 点	70～90	90～110	110～130	130～150	150
急傾斜地又は 測点 7 点以上	90～110	110～130	130～150	150	150

加減率表 2

地域区分 難易度	耕地	村落地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
加減率	50～70	70～90	90～110	110～130	130～150

加減率表 3

難易度	容易	普通	困難	非常に困難
加減率	50～80	80～110	110～140	140～150

加減率表 4

地域区分 難易度	山林その他	村落地	準市街地	市街地	過密市街地
容易	50	50～70	70～90	90～110	110～120
普通	50～70	70～90	90～110	110～120	120～130
困難	70～90	90～110	110～120	120～130	130～140
非常に困難	90～110	110～120	120～130	130～140	140～150

加減率表 5

地域区分 難易度	山林その他	村落地	準市街地	市街地	過密市街地
器械点 2 点又は 境界点 4 点	50	50～70	70～90	90～110	110～130
器械点 3 点又は 境界点 6 点	50～70	70～90	90～110	110～130	130～150
器械点 4 点又は 境界点 8 点	70～90	90～110	110～130	130～150	150～170
器械点 5 点又は 境界点 10 点	90～110	110～130	130～150	150～170	170～180
器械点 6 点以上又は 境界点 11 点以上	110～130	130～150	150～170	170～180	180

加減率表 6 (普通建物)

区画数 難易度	2 区画以内	3～4 区画	5～7 区画	8～10 区画	11 区画以上
容易	50～70	70～90	90～110	110～130	130～150
普通	70～90	90～110	110～130	130～150	150～170
困難	90～110	110～130	130～150	150～170	170～180
非常に困難	110～130	130～150	150～170	170～180	180

加減率表 7 (区分建物)

専有部分の個数	加減率	専有部分の個数	加減率
2～20	+1.0 割	61～80	-2.0 割
21～30	+0.5 割	81～100	-3.0 割
31～40	0 割	101 以上	-4.0 割
41～60	-1.0 割		

加減率表 8

地域区分	耕地	村落地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
加減率	50～70	70～90	90～110	110～130	130～150

加減率表 9

難易度	容易	普通	困難	非常に困難
加減率	50～80	80～120	120～150	150～180

加減率表 10

地域区分	耕地	村落地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
加減率	50～70	70～90	90～110	110～130	130～150

加減率表 11

難易度	困難	非常に困難
加減率	100	150